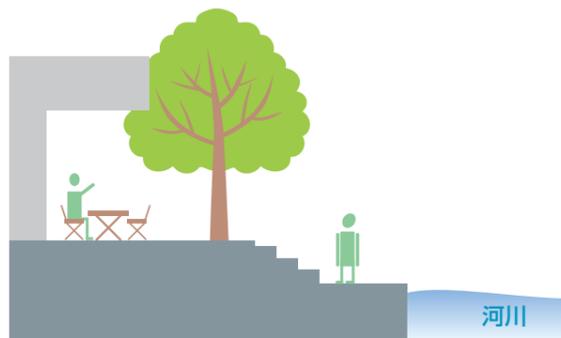


広瀬川河畔地区の景観ルール

ここでは、広瀬川河畔地区で適用されるルールをいくつか紹介します。
詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

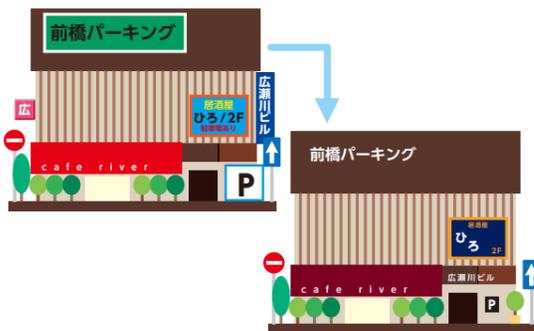
● 建築物のルール

- ・ 散策する人に圧迫感を感じさせないデザインに
- ・ 建物の顔となる部分を広瀬川に向ける



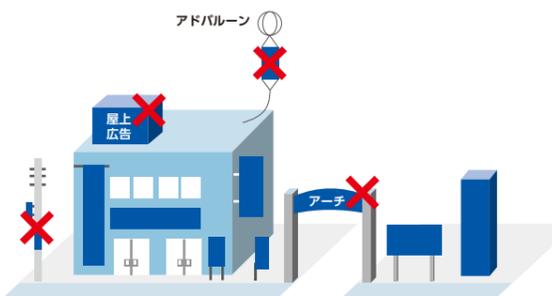
● 色彩のルール

- ・ 自然が主役になるような色彩を選ぶ
- ・ 安全標識より目立つ色彩の使用は避ける



● 屋外広告物のルール

- ・ 掲出できるのは、広告板や壁面・突出・簡易広告物、置き看板、塀広告
- ・ 非自家広告物は掲示できない
- ・ 光の点滅や回転、動き、変化がないこと



● 資材置き場・平面駐車場のルール

- ・ 資機材や駐車した車が散策する人から見えないよう目隠しする



景観形成の目標

- ・ 人々が自然と足を運びたくなるような心地良い空間を創出します
- ・ 地区の歴史や文化を大切にしながら、現代的で落ち着いた景観を形成します

● 目指す方向性を決定

重点地区に指定された広瀬川河畔を、これからどう整備していくかを具体的に示したものが「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画」。住民アンケートやワークショップの実施、地域の土地・建物所有者や自治会長、前橋工大教授、景観アドバイザーなどで組織した広瀬川デザイン協議会での検討を経て、昨年9月に策定しました。計画の中では景観形成目標に上記の2つを掲げ、地区の名称や区域、方針、基準などを定めています。



落ち着いたデザインを使用



エアコンの室外機などの目隠し

また、土地利用や街並み形成、公共施設、建築物などのデザイン、屋外広告物、夜間景観などの景観



広瀬川に架かる厩橋から久留万橋までの沿川地域（赤枠の範囲）

を構成する重要な項目には景観形成の方針を定めました。例えば、住宅や同居併用店舗などの土地利用を推奨し、露天駐車場や空き地などの土地利用は避けることや、安全な歩行に配慮しつつ、魅力的な夜間景観の創出を図ることなどです。

さらに、広瀬川や河畔緑地との調和、ゆとりある印象の街並みの創出、散策する人々の目線や人間の大きさの比率との調和への配慮の3つを特徴とした景観形成基準も設定。建物の顔となる部分を広瀬川に向けることや、設置する垣・柵・塀などは調和する色や素材にする、野立ての看板などの非自家広告物は表示しないことなどをルール化しました。

● 統一ルールで整備

広瀬川河畔地区は、大規模行為の届け出対象にならない規模の建物が多くありましたが、重点地区への指定によって、規模の小さな建物の新築や増改築、外観の変更、屋外広告物の表示などを行う場合にも届け出が必要になりました。届け出のあった行為は、その内容が広瀬川の景観形成の目標や方針、基準に適合しているかを、地元の住民などで組織する地元協議会へ報告し相談する機会を設けることになりました。

● 広瀬川周辺のこれから

重点地区への指定によって、小さな行為に対しても景観形成基準に基づく誘導ができ、景観に配慮した街並みを形成していくこととする地域の姿勢をアピールすることができるようになりました。

地域の住民が地域の大切な景観について考え、将来にわたり守り、保ち、つくっていくことで、広瀬川河畔地区を心地良い空間にしていきます。



協議会の皆さん

広瀬川デザイン協議会

みんなで守り、つくっていく

平成26年度から4年間、広瀬川河畔地区に造る建物の規制や景観方針などについて話し合ってきました。この地区は他県から来た人にもきれいな場所だと言ってもらえる、私たちにとって自慢の場所です。計画を進めていき、この魅力をさらに高め、みんなで守っていくという意識が広がれば良いですね。

協議会会長 岸篤美さん